



ミニ女性がん保険

重要事項説明書

● 契約概要 ● 注意喚起情報

必ずお読みください!

 関東財務局長(少額短期保険)第38号
あんしん少額短期保険株式会社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-7

 **0120-685-336**

平日9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除きます

- この重要事項説明書には、「ミニ女性がん保険」のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類して記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえお申込みください。
- 「契約概要」と「注意喚起情報」は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ミニ女性がん保険／普通保険約款」をご確認ください。
- ご不明の点は、あんしん少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）または取扱代理店までお問合せください。

「ミニ女性がん保険」契約概要

①商品のしくみ

- ①「ミニ女性がん保険」は、保険期間中にがんと診断されたときや、上皮内がんと診断され治療を受けたとき、がんにより死亡されたとき、がん以外で死亡されたときに、それぞれ所定の保険金の支払を保障する保険です。被保険者のご年齢によっては保険金額が異なることがあります。
- ②がん診断保険金もしくは上皮内がん治療保険金の支払額が支払限度額に達した場合、保険契約が有効であれば死亡保障のみが継続となり、支払限度額に達した月の翌月以降の保険料は下記「8.保険料の変更について」に記載の死亡保障のみの保険料に変更されます。

②保障内容（保険金額）一覧表

単位：万円

年齢	がん診断保険金 (上皮内がんは除く)		上皮内がん治療保険金			死亡保険金	
	乳房・子宮・ 卵巣のがん	乳房・子宮・ 卵巣以外の がん	乳房の 上皮内がん	子宮の 上皮内がん	乳房・子宮 以外の 上皮内がん	がんによる 死亡	がん以外での 死亡
20～24歳	80	50	80	20	5	300	290
25～29歳	80	50	80	20	5	300	290
30～34歳	80	50	80	20	5	300	290
35～39歳	80	50	80	20	5	160	150
40～44歳	80	50	80	20	5	80	70
45～49歳	80	50	80	20	5	10	0
50～54歳	60	40	60	15	4	10	0
55～59歳	60	40	60	15	4	10	0
60～64歳	40	40	40	10	4	10	0
65～69歳	40	30	40	10	3	10	0

③保険期間と責任開始日について

- ①保険期間は、「契約日」を保険期間の始期日とし、その日を含めて1年間とします。
- ②当社が毎月10日までに保険のお申込みを承諾し、その月の26日に第1回保険料が振替えられた場合、その翌月1日が「契約日」となります。通信販売に関する特約やクレジットカード払特約を付加して契約をお申込みいただく場合は、当社がクレジットカードによる保険料の支払いを承認した後、お申込日の翌月1日が契約日となります。
- ③2年目以降は、「契約日」と同日を更新日として、毎年、更新日を含めて1年間更新されます。
- ④「責任開始日」は次の各号の通りとし、当社はその日から保険契約上の責任を負います。更新後の保険契約については、更新日以降も連続して、保険契約上の責任は継続します。
 - (1) がん診断保険金および上皮内がん治療保険金については、契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とします。
 - (2) がん死亡保険金および普通死亡保険金については、契約日を責任開始日とします。

④保険金をお支払いする場合

- ①がん診断保険金及び上皮内がん治療保険金について
 - (1)がん診断保険金をお支払する場合
被保険者が「責任開始日」以降の保険期間中に、医師により初めてがんと診断確定された場合。
 - (2)上皮内がん治療保険金をお支払する場合
被保険者が「責任開始日」以降の保険期間中に、医師により上皮内がんと診断確定された、日本国内の医療機関で実施された上皮内がんの治療を受けた場合。
 - (3)がん診断保険金および上皮内がん治療保険金の支払限度額
保険期間内に支払われるがん診断保険金および上皮内がん治療保険金の総額は、契約内容通知書記載の支払限度額以内とします。当社が支払限度額を支払った場合、それ以降（更新後も含みます）は請求があっても、がん診断保険金あるいは上皮内がん治療保険金は支払いません。

(4)がん診断保険金および上皮内がん治療保険金の支払限度回数

がん診断保険金および上皮内がん治療保険金のお支払いは、同一被保険者に対して保険期間中にいずれか1回の支払いとします。ただし、同一保険期間中に複数の支払事由が生じた場合は、それらのうち最も高い保険金額の保険金を支払います。このときすでにがん診断保険金あるいは上皮内がん治療保険金が支払われていた場合は、当該保険期間の支払事由に対して支払われた保険金を通算した額と、支払事由に該当する最も高い保険金額との差額を支払います。上皮内がんの治療が一連の治療として複数回にわたる場合、当該上皮内がん治療保険金は、更新後も含めて1回までの支払いとします。

②がん死亡保険金をお支払する場合

被保険者が医師により診断確定されたがんを直接の原因として保険期間中に死亡した場合。

③普通死亡保険金をお支払する場合

被保険者が保険期間中に死亡した場合。

⑤保険金をお支払いできないことがある主な場合

①責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合

②保険契約が告知義務違反によって解除となった場合

③保険金を詐取る目的で故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとした場合や、保険契約者・被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合

④保険契約者またはその代理人が保険金を不当に取得する目的で保険契約を締結したために、保険契約が無効となった場合

⑤保険料の払い込みがなく保険契約が失効した場合

⑥がん死亡保険金については、被保険者が、がんに関連する精神・神経の障がいによる事故死や、がんに関連する自殺で死亡した場合

⑦普通死亡保険金については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺（精神の障がいによる自殺を含みます。）、保険契約者または保険金受取人の故意、戦争その他の変乱による場合

⑥引受条件について

①引受審査

完全事前選択方式の告知書等により、契約の引受可否について審査します。医師による健康診査はありません。

②加入年齢

お申込み可能な被保険者の年齢は、「契約日」において満20歳以上満59歳以下の方です。「更新日」時点で満69歳まで更新可能です。

③被保険者

日本国内に居住している女性とします。

④重複契約

同一被保険者は、この保険に複数ご加入いただけません。また、当社の他の保険の被保険者も、この保険の被保険者になれません。

⑦保険料のお支払いについて

①この保険の保険料は、被保険者の年齢にかかわらず、月払保険料は980円、年払保険料は11,370円で、一律となっています。

②保険料のお支払い回数は、毎月お支払いいただく月払い、または年間の保険料を一括してお支払いいただく年払いがあります。

③保険料のお支払い方法は、保険契約申込書による場合は口座振替、Webからお申込みの場合はクレジットカード払いとなります。

④保険料のお支払い方法が口座振替の場合、毎月10日までに契約のお申込みが承諾されたとき、第1回保険料の振替日は当月26日、月払いの場合の第2回目以降の振替日は、毎月26日、年払いの場合の第2回目以降の振替日は、各年の「更新日」の前月26日となります。

⑤第1回の保険料の振替ができない場合は、契約申込は無効となり、保障は開始されません。

⑥保険料が月払いの場合、第2回目以降の保険料が振替できないときは、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて2ヶ月分の保険料の振替を行います。保険料が年払いの場合、第2回目以降の保険料が振替できないときは、翌月に再度、振替を行います。

⑧保険料の変更について

がん診断保険金もしくは上皮内がん治療保険金の支払額が支払限度額に達した場合、保険契約が有効であれば死亡保障のみが継続となり、支払限度額に達した月の翌月以降の保険料は、下記の死亡保障のみの保険料へ変更されます。

【死亡保障のみの保険料】

年 齢	月払保険料	年払保険料	年 齢	月払保険料	年払保険料
20～24歳	370円	4,290円	45～49歳	90円	1,040円
25～29歳	390円	4,520円	50～54歳	100円	1,160円
30～34歳	440円	5,100円	55～59歳	100円	1,160円
35～39歳	400円	4,640円	60～64歳	110円	1,280円
40～44歳	360円	4,180円	65～69歳	120円	1,390円

⑨ 契約の更新について

- ①更新日において、被保険者の年齢が更新可能な年齢範囲にあるときは、この保険契約を更新することができます。
- ②当社より保険契約者へ保険期間満了日の3ヶ月前までに更新案内を通知し、保険期間満了日の1ヶ月前までに保険契約者から更新しない旨のお申し出がなければ、保険契約は更新されます。

⑩ 解約および解約返戻金について

- ①保険契約者は、いつでも将来に向かってこの保険契約を解約することができます。
- ②保険料が月払いの場合、解約返戻金はありません。解約日の翌月の保障に充当する保険料が既に払い込まれている場合は、その保険料を返還します。
- ③保険料が年払いの場合、当社が規定する計算方法により算出した金額を、未経過期間に対応した返戻保険料として返戻します。

⑪ 満期保険金・配当金について

この保険契約には、満期保険金・配当金がありません。

「ミニ女性がん保険」 注意喚起情報

① クーリングオフ（保険契約の申込の撤回または保険契約の解除）について

- (1)保険契約の申込の撤回または保険契約の解除は、保険契約の申込日または第1回保険料振替日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に、書面で行うことができます。
- (2)保険契約の申込の撤回または保険契約の解除は、上記期間内に書面（封書またはハガキ）郵送で当社にお申し出ください。この場合、書面には契約者氏名（自署）・捺印（申込書と同一印）、住所、電話番号をご記入ください。
- (3)振替済みの保険料がある場合、速やかに全額お返しいたします。

② 告知内容について

- (1)告知の重要性（告知義務）
 - 告知は、お客様からお申しいただく保険契約を、当社がお引受するかどうかを決定（審査）するために重要なものです。保険契約者や被保険者は、告知内容（健康状態や過去の病歴等）について正しく告知していただく義務（告知義務）がありますので、保険契約申込書および告知書についてご自身で正確にご記入ください。
 - 契約成立前や契約成立後、お申込内容・告知内容等について、当社担当者または当社が委託する会社の担当者より確認をさせていただく場合があります。
- (2)告知方法
当社が定めた完全事前選択方式の告知書により、告知をお願いします。当社の代理店、少額短期保険募集人やコールセンターのオペレーターに口頭でお話されても告知いただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- (3)告知が事実と異なる場合
 - 告知いただいた内容について、故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされた場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。
 - 「責任開始日」から2年を経過していても保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には保険契約を解除することがあります。
 - 保険契約を解除した場合、保険金のお支払はできません。ただし、保険金の支払事由が、解除の原因となった事実と無関係であると確認された場合は、保険金をお支払いすることがあります。
 - 「責任開始日」の前日以前に、被保険者ががんと診断確定していた場合には、当社は保険契約を無効とし、保険金のお支払いはできません。この無効には「責任開始日」から2年間の時効はありません。

③ 保険金のお支払について

- (1)保険金の請求手続きについて
保険金のお支払は、お客様からのご請求に応じて手続きを行います。保険金の支払事由などが生じた場合、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、すみやかに当社お客様相談室までご連絡ください。
- (2)保険金の代理請求手続きについて
保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に保険金の請求手続きができない特別な事情がある場合、配偶者など所定の範囲の親族（代理請求人）が保険金の代理請求をすることができます。
- (3)保険金の削減について
想定外の事象発生により、一時に多くの保険金の支払事由が生じ、保険金支払のための財源が著しく不足する場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

④ 保険金をお支払いできない場合について

「契約概要」に記載されている「4. 保険金をお支払いする場合」および「5. 保険金をお支払いできないことがある主な場合」をご確認ください。

⑤ 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効・復活について

(1) 保険料の払込猶予期間について

● 第1回保険料の払込がない場合、保険契約は無効となります。

● 第2回目以降の保険料の払込がない場合、当該保険料の払込期日の属する月の翌々末日までを払込猶予期間とします。

(2) 保険契約の失効・復活について

● 猶予期間内に保険料の払込がない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から失効します。失効後に保険金の支払事由が生じた場合、保険金をお支払いすることはできません。

● この保険契約は、失効したあとに復活の取扱いがありません。

⑥ ご契約更新時の保険料および契約内容の見直しについて

(1) この保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変化が発生した場合、当社の定めるところにより、更新時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2) この保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変化が発生し、この保険が不採算となった場合、当社の定めるところにより、更新後の保険契約を引受けないことがあります。

⑦ セーフティネット（保険契約者保護機構）について

少額短期保険業者である当社は、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、経営が破綻した場合、同機構の行う資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、同機構の補償対象契約に該当しません。

少額短期保険業者は経営の安定を図るため、事業開始時ならびに毎決算期に法令で定められた供託金を法務局に差し入れることによって、保険契約者等の保護を図っています。

⑧ 少額短期保険募集人について

募集代理店およびその少額短期保険募集人は、お客様と当社との間に立ち、保険契約の媒介を行うものです。したがって、保険契約は当社が契約申込を承諾したときに有効に成立します。

⑨ 少額短期保険業者について

少額短期保険業者が引受けすることができる保険には、以下の制限があります。

(1) 保険金額に関する制限

● 被保険者1名あたりのお引受できる各保険金額の上限は、以下のとおりです。

・ 死亡保険金 300万円 ・ 医療保険金 80万円

・ お引受けする全ての保険の合計保険金額 1,000万円

(2) 保険期間に関する制限

・ 生命保険・医療保険 1年間 ・ 損害保険 2年間

⑩ その他ご注意いただきたい事項

(1) 少額短期保険契約の保険料は、所得控除（保険料控除）の対象とはなりません。したがって控除証明書は発行いたしません。

(2) 契約締結後に以下の変更が生じた場合には、保険契約者はすみやかに当社お客様相談室へご連絡ください。

- ・ 契約者の氏名、住所を変更したとき ・ 被保険者の氏名を変更したとき
- ・ 保険料振替口座を変更するとき ・ 死亡保険金受取人を変更するとき

⑪ 苦情のお申し出先及び相談窓口

苦情のお申し出やご相談についてはあんしん少額短期保険株式会社お客様相談室までご連絡下さい。

苦情や相談に関するお問い合わせ窓口

あんしん少額短期保険株式会社 苦情相談の専用フリーダイヤル
0120-555-061 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

⑫ 指定紛争解決機関について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階

電話：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

※詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください、

<http://www.shougakutanki.jp/>

13 支払時情報交換制度について

給付金または保険金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際して、お客様の契約内容を照会することがあります。当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の各少額短期保険業者および特定の損害保険会社（以下「各少額短期保険業者等」といいます。）とともに、保険金等のお支払の判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、当社を含む各少額短期保険業者の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金のご請求があった場合や、これらにかかる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払時情報交換制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて、他の各少額短期保険業者に照会をなし、他の各少額短期保険業者からの情報提供を受け、また他の各少額短期保険業者からの照会に対し、情報提供をすること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互紹介される情報は、下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各少額短期保険業者等に提供された情報は、相互照会を行った各少額短期保険業者によるお支払等の判断の参考とするために利用されることはありますが、その他の目的に利用されることはありません。照会を受けた各少額短期保険業者において、相互紹介事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各少額短期保険会社等は「支払時情報交換制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、あんしん少額短期保険株式会社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を求めることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互紹介事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

上記各手続の詳細については、個人情報の専用フリーダイヤル（0120-600-580）までお問合せください。

【相互照会事項】

照会事項	回答項目
被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市区群）までとします。	保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等の受取人の氏名、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法、照会を受けた日から5年以内に発生した保険事故にかかる保険事故発生日、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者の会社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://shougakutanki.jp>）をご覧ください。

14 個人情報の取扱いについて

よりよいサービスの提供を目指して、お客様からお預かりする個人情報については細心の注意をはらって適切にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に最大限努めます。

お客様の個人情報の利用目的について

当社は、本契約に関するお客様の個人情報を次の目的のために必要な範囲内で取得・利用いたします。なお、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先および提携事業者に提供することがあります。

- ①各種保険契約の引受・契約の維持管理、保険金・給付金の支払
- ②関連会社・提携会社含む各種商品・サービスの案内及びその提供
- ③当社業務に関する情報提供・商品・サービスの充実
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ⑤その他の保険に関連・付随する業務

機微（センシティブ）情報のお取扱い

保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社は、事業の適切な業務運営を確保するために、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客様の健康状態・身体の障害状態、過去の病歴等の機微（センシティブ）情報を取得・利用いたします。

また、保険契約のお引受け、内容変更、および保険金のお支払等の審査に際して、その可否について、その理由を含めて、必要最小限度の範囲でお客様の機微（センシティブ）情報を契約者・受取人および少額短期保険募集人（保険代理店を含む）にお知らせすることがあります。

個人情報保護宣言

当社は、個人情報のお取扱いについて、個人情報保護宣言を定め、お客様の個人情報を適切にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に最大限努めます。なお、個人情報保護宣言については、当社のホームページ（<http://www.ansin-ssi.com>）をご覧ください。また、個人情報の開示・訂正等に関するご請求や当社の個人情報のお取扱いに関するお問合せは以下の窓口にて承ります。

個人情報に関するお問合せ窓口

あんしん少額短期保険株式会社 個人情報の専用フリーダイヤル
0120-600-580 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）